

1. 件名：日本原燃株式会社再処理事業所再処理工場の高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽の安全冷却機能喪失についての面談

2. 日時：令和4年7月7日(木) 13時30分～14時20分

3. 場所：テレビ会議

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房 総務課 事故対処室

佐々木室長補佐、有田係長

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

伊藤統括監視指導官、伊藤管理官補佐

日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）

再処理事業所 再処理工場 運転部部長、他4名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁は日本原燃より、7月3日に発生した再処理工場の高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽の安全冷却機能喪失について、原因調査の進捗状況、法令報告に該当するかについて、以下の通り、説明を受けた。

○冷却機能喪失の原因となった安全冷却水B系統（以下「B系統」という。）

の仕切弁が閉止された時点において、近傍の安全冷却水A系統（以下「A系統」という。）の安全性向上対策工事に携わった者、管理区域内に立ち入っていた者を対象として聞き取り調査を行っているが、現時点で原因の特定はできていない。7月8日には調査完了する予定である。

○閉止されていたB系統の仕切弁を開放することで、冷却機能は復旧しており、修理のため特別の措置を行っていないので、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六（以下「再処理施設報告基準」という。）第二号には該当しないと考えている。

○冷却機能を喪失していた間の温度上昇は、通常の変動範囲に収まっていたことから、溶液の温度が有意に上昇したとは言えないので、再処理施設報告基準第三号には該当しないと考えている。

○また、現在、再処理は行っていないことから、再処理に支障を及ぼしたとは言えないので、再処理施設報告基準第三号には該当しないと考えている。

(2) 原子力規制庁から、以下の通りコメントした。

○仕切弁が閉止された原因については、引き続き調査するということで問題ないが、どういう原因であれ、A系統が安全性向上対策工事で停止している中で、B系統の仕切弁を閉止する合理的な説明ができないのであれば、誤操作と考える。また、再処理施設報告基準では、誤操作による異常状態も故障に該当すると定義している。

○再処理施設報告基準の有意な温度上昇とは、温度の上昇幅に関わらず、故障が原因となったものは対象とすることを示していると考ええる。

○再処理施設報告基準第二号、第三号は、運用上の留意点として、再処理施設の運転の状態にかかわらず報告対象とすると規定している。

○工事に当たって、受注業者が弁等を操作する際のルールについて、説明すること。

○A 系統の工事で操作した弁と、B 系統の仕切弁の径、配置について、説明すること。

○B 系統の仕切弁について、誤操作を防止するための標識などの措置は行っているのか。

(3) 日本原燃から、以下の通り回答があった。

○法令報告に該当するか否かについては、コメントを踏まえて、再度社内で検討し、聞き取り調査の結果と合わせて、7月8日中に書面等で回答する。

○工事等の作業を行う際には、まず運転員が系統のバウンダリとなる弁を閉止し、その後、隔離された範囲内の弁等を受注業者がフリーに操作することができる。B 系統の仕切弁は、A 系統の工事で隔離した範囲外にある。

○A 系統の工事で操作した弁と B 系統の仕切弁は、同じ径ではあるが、高さが違う。

○B 系統の仕切弁が閉止された時点では、標識はなく、誤操作防止の措置は特に行っていなかった。現在は、固縛している。

6. 配付資料

- ・なし